(*) 厚生労働省

鹿児島労働局

Press Release

加治木労働基準監督署令和7年3月25日(火)

報道関係者 各位

令和7年3月25日

【照会先】

加治木労働基準監督署

署長高井浩二

○監督課長 川原拓也

電 話 0995-63-2035

最低賃金法違反容疑で書類送検 ~2か月分の賃金不払いの疑い~

加治木労働基準監督署(署長 高井浩二)は、本日、株式会社マツキ及び 同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検し ました。

【事件の概要】

労働者6名に対し、令和5年8月分及び同年9月分の2か月間の定期賃金(合計約308万円)を、それぞれの所定支払期日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社マツキ

本店所在地:鹿児島県霧島市国分野口東

事業内容:不動産販売業

(2) 代表取締役

2 違反条文

被疑者株式会社マツキ及び被疑者代表取締役ともに最低賃金法違反 同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定されていますが、被疑者は被疑者株式会社マツキの労働者6名に対する令和5年8月分及び同年9月分の2か月間(令和5年8月1日から同年9月30日まで)の定期賃金合計約308万円を、それぞれの所定支払期日に、鹿児島県最低賃金(時間額853円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1)被疑者株式会社マツキは、令和5年10月に事業活動を停止し、事 実上の倒産状態です。
- (2)賃金を所定支払期日に支払わず、かつ、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合、労働基準法の特別法にあたる最低賃金法違反の一 罪として処理することとしています。
- (3) 鹿児島県最低賃金(地域別最低賃金)の改定状況は、次のとおりです。
 - ・令和4年10月6日から時間額853円
 - ・ 令和 5 年 10 月 6 日から時間額 897 円
 - ・令和6年10月5日から時間額953円(現行)

【参照条文】

○最低賃金法 (昭和三十四年法律第百三十七号)

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金 額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項~第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者 (地域別最低賃金及び船員に 適用される特定最低賃金に係るものに限る。) は、五十万円以下の罰金 に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用者その他の 従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたと きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑 を科する。